

物理的安全対策規定

1. 目的

本標準は、敷地、建物、設備、機器及び情報システム等を保護し、それらの損傷や使用の妨害、許可されていないアクセスを防止することを方針とする。

2. 対象者

「個人情報管理規程」にて定める適用範囲における敷地、建物、設備、機器及び情報システム等の使用に関わる従業者。

3. 対象システム

「個人情報管理規程」にて定める適用範囲におけるすべての情報システム。

4. 遵守事項

4.1. セキュリティ区画

重要度の高い設備・機器を設置する場所にはその重要度に応じたセキュリティ区画及びその管理部署を次のように設定する。

セキュリティレベル	該当箇所
高セキュリティ区画	サーバラック
中セキュリティ区画	事務所、ナースステーション
低セキュリティ区画	受付カウンター、更衣室、各検査室
セキュリティ区画対象外	エレベータホール、廊下

4.2. セキュリティ区画の運用

セキュリティ区画の運用は次のとおりとする。

セキュリティレベル	運用
高セキュリティ区画	常時施錠を原則とし、セキュリティ責任者及びシステム管理者が鍵を管理する。サーバラックを開錠する際は、セキュリティ責任者又はシステム管理者に許可を得る。
中セキュリティ区画	職員及び受診者以外の者が入室する際は職場長が同席することとする。職場長が不在の場合、事務長もしくは看護部長が同席することとする。

低セキュリティ区画	職員が同席する場合は、外部の者も入室可能とする。
セキュリティ区画対象外	外部の者も入室可能とする。

4.3. 最初入室／最終退出

- (1) 最初入室者は当直室にて鍵を借り、開錠する。
- (2) 最終退出者は全てのドアを施錠し、当直室に鍵を預ける。

4.4. 設備・機器の保護

- (1) PCの設置位置については、不正な操作が実施されにくいように各部の部門長の目が行き届く場所に設置する。また、不用意な操作ミス(間違いや見落とし)が起こりにくいように照明や作業スペースに配慮する。
- (2) 情報セキュリティ上、重要度の高い設備・機器に関しては、地震時の転倒、落下防止のために、ラックなどに設置する。
- (3) ノートパソコンは盗難の防止のため、利用時以外は施錠可能なロッカーに収納する。

4.5. 電源の保護

重要度が高いサーバについては電源にUPSを設置し、停電などの電源異常に対応する。

4.6. ケーブルの保護

ケーブルは、損傷を避けるため、原則として保護用カバーの使用や、敷設経路に対する配慮などの対策を行う。